

平成22年度 財団法人尾瀬保護財団事業計画

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

【重点目標】

- (1) 「尾瀬ビジョン」の普及及び諸対策の実施
- (2) 公益財団法人への移行に向けた整備の促進
- (3) 財団中長期ビジョンの策定
- (4) 拡張区域における活動拠点整備及び事業拡大への取組
- (5) 植生の復元及び至仏山対策の推進
- (6) 尾瀬の保全に対する理解の促進及び尾瀬を活用した質の高い環境学習の推進
- (7) 平日・分散利用等の推進による尾瀬の保全と入山者の快適性確保
- (8) ビジターセンター運営体制の充実による機能強化
- (9) ガイド利用の推進
- (10) 尾瀬に関する積極的な情報発信
- (11) 財団に対するサポート体制の構築・強化

2 事業計画

(1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、入山者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

① 入山者啓発事業

ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口・滝沢口・馬坂峠口・猿倉口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合等と連携しながら、ごみの持ち帰り運動等を実施する。

イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、お話しボランティア（定点解説）など、ボランティア活動の充実強化を図るため、活動の調整や拠点の整備を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。

ウ ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、質の高い自然体験、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

(ア) 尾瀬認定ガイド制度の推進

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保

全と適正利用を図るため、尾瀬認定ガイド協議会の運営を受託し、支援を行う。
(イ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、尾瀬自然解説ガイド（尾瀬ボランティアを母体に養成）によるガイド活動を実施する。また、尾瀬自然解説ガイド養成の研修を実施する。

② 自然解説事業

ア 自然解説事業

利用者が尾瀬の貴重な自然について認識を深め、適正利用を促進することを目的として、ビジターセンターの職員等により、自然解説活動を実施する。

イ 環境学習推進事業

「環境学習の場」としての尾瀬の利用促進を図るため、山の鼻ビジターセンターでミニツアーを実施するほか、現地情報や学校の利用状況についてインターネットや携帯サイトで情報発信を行う。

ウ フィールド講座

財団職員や外部講師により、一般の方を対象にテーマを決めたガイドウォークを数回開催。参加者には尾瀬の貴重な自然の見方や知識を学び、隠された魅力発見や新たな利用方法を習得してもらう。

③ 研修事業

ア 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣する。

イ 導入研修（新規採用職員等研修）

円滑な業務運営を図るため、新規職員を対象に、財団職員としての心構え、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施する。

ウ 救急救命研修

中高年の入山者が目立つ中で、入山者の安全・安心を確保するため、主にビジターセンター職員を対象に応急手当、体外式除細動器（AED）操作訓練等を内容とする救急救命研修を実施する。

④ 普及啓発事業

ア 機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や一般の方々等に提供するため、機関誌「はるかな尾瀬」を引き続き刊行する。

イ 尾瀬フォーラム、「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共催でフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を3県を中心に開催する。

また、尾瀬の自然や財団活動に対する一般の方々の理解を深めるため、関心の高い話題をテーマに「第12回尾瀬フォーラム」を開催する。

ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

入山口や利用日など利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。

エ ホームページの管理運営

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の活動を周知するため、タイムリーな自然情報や財団の財務等の情報をホームページに掲載する。

また、海外への情報発信を強化するため、当財団ホームページ及び簡易なパンフレット等の外国語版（中国・韓国語）を作成する。（21年度は英語版作成）

オ 尾瀬ガイドンス

旅行者を対象としたガイドンスを行い、尾瀬の現状と適切な利用方法（マナー、ルールへの遵守や利用の分散）などについて、ツアー客への協力を依頼する。

カ 出張講演の充実

旅行者、行政機関、教育機関等が主催する講演会等への出張講演に積極的に対応し、尾瀬の貴重な自然や適正利用の推進などのレクチャーを通じて、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広く一般の方々に広報していく。

キ 生物多様性交流フェアへの出展

2010年（平成22年）10月のCOP10に併催される「生物多様性交流フェア（名古屋市）」にブース出展し、尾瀬の貴重な自然とその保全活動の取組等について、世界に発信する機会とする。

(2) 環境保全事業

① 植生復元事業

至仏山東面登山道や尾瀬沼地区などの荒廃した湿原等の植生復元及び保全事業を実施する。

② 至仏山保全対策

至仏山保全対策会議において至仏山の保全について検討し、各種対策を実施する。

③ 山ノ鼻地区等気象観測

山ノ鼻地区、至仏山の気象を観測し、データを蓄積する。

(3) 施設管理事業

入山者の安全・快適な利用を図るため、施設の維持管理を行うとともに公園施設の維持管理を行う。

① 施設維持管理事業

ア ビジターセンターの管理運営

イ 公衆トイレの維持管理

ウ 尾瀬の安全対策と歩道巡視

危険情報の発信、歩道、道標等の巡視、補修、刈り払い

(4) 調査研究事業

① 至仏山環境調査

浸食や裸地化の進行が激しい至仏山3ルート（東面登山道上部、小至仏山南面、オヤマ沢田代）について、付け替え候補地の植生及び地生態の調査を行うとともに、現登山道の劣化原因の特定や修復目標と復元方法について調査する。

② 適正利用推進事業

尾瀬の適正な保護と利用に関する諸課題がまとめられている「尾瀬ビジョン」の実現に向けて主体的に取り組む。

ツキノワグマ対策については「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」の運営を行うとともに、各種生息調査や出沒した際の保護管理対策をマニュアルを基本に関係者と連携しながら実施する。

③ 尾瀬国立公園編入地域調査事業

新たに尾瀬国立公園に編入された会津駒ヶ岳地区及び田代山帝釈山地区の貴重な自然生態系を守るため、地質等の環境調査を実施し、自然生態系の保護復元に必要な基礎的な資料を収集する。

(5) 顕彰事業

湿原に関する学術研究を奨励し、優れた業績を挙げた者に対し尾瀬賞を授与するため、研究者から「第14回尾瀬賞」の論文を募集する。

- ・尾瀬賞 賞金100万円(2件まで)
- ・尾瀬奨励賞 賞金20万円(2件まで)

(6) 友の会等事業

① 友の会事業

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、会員を募集し、増加に努める。

なお、友の会の会員期間については、平成21年度から年度制(4/1～3/31)から年間制(加入又は更新から1年間)への変更を行った。

② 寄付金の募集

財団事業の充実と財政基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、特定公益増進法人の認定制度を活用し、企業・団体等に対し積極的に寄付を募る。

(7) 関係者連携対策

① 尾瀬サミット2010の開催

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する課題等について話し合うため、「尾瀬サミット2010」を開催する。

- ・開催予定時期：8月下旬～9月中旬
- ・開催予定場所：山ノ鼻地区

② 尾瀬国立公園関係者連絡会議の開催

尾瀬関係者が情報を共有し、緊密な連携の下で公園事業等の円滑な推進を図るため、環境省、3県1市1町2村、東京電力、尾瀬山小屋組合等を構成員とする連絡会議を開催する。

(8) 拡張地域における活動拠点の整備

拡張地域における活動の充実を図るため、檜枝岐村内に臨時の事務所を設置する。

職員を駐在させ、巡回や自然情報の収集を行い発信するとともに、今後は地元自治体などと連携しながら拡張地域における事業を展開していく。

(9) 財団の運営

① 理事会、評議員会の開催

事業計画、予算、その他重要事項等について審議を行うため、理事会、評議員会を6月と3月に開催するほか、必要に応じ、臨時会を開催する。

② 企画運営委員会の開催

財団が取り組むべき事業や懸案事項などについて検討するため、財団関係者からなる企画運営委員会を開催する。

③ 公益財団法人への移行に向けた整備の促進

平成23年度中に公益財団法人認定申請を行えるよう準備事務を進める。

④ 財団中長期ビジョンの策定

財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、尾瀬関係者との緊密な連携の下に事業を推進していくため、今後のあるべき姿を展望しながら、中長期ビジョンを作成する。

また、ビジョンには公益財団法人への移行認定を進めるにあたり、保有財産の用途を明確にする必要があるため、今後取り組んでいく自主事業についても盛り込んでいく。

(10) 物品の販売（特別会計）

尾瀬の自然環境保全のPRと財団の財源確保のため、フォトカレンダー、ガイドブックなどの書籍、地図等をビジターセンターやイベント会場、通信販売などにより販売する。

(11) その他

尾瀬カードの募集

財団の活動財源を安定的に確保するため、信販会社と提携して「尾瀬カード」の発行を引き続き促進する。